

申告の際にお持ちいただくもの

- 印鑑(認印で結構です。)
- 所得金額の計算に必要な書類(一例)
 - 給与・公的年金の源泉徴収票
 - 事業・農業・不動産などの帳簿類など
 - 報酬の支払調書など
- 所得控除の計算に必要な書類(一例)
 - 社会保険料(健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など)・・・領収書など支払金額がわかる書類
 - 医療費の領収書(あらかじめ受診者、医療機関ごとに仕分・集計をお願いします。)
 - 保険会社が発行する生命保険料、地震保険料などの控除証明書
 - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - 寄附金の領収書、証明書など
- 還付申告される方: 還付金振込先の口座番号などがわかるもの(本人名義)
- 税務署から確定申告書が届いている方: 送付された確定申告書



マイホームの取得と所得税の税額控除

住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、取得又は増改築などをした場合で、一定の要件を満たすときは、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。(新たに適用を受けるためには、確定申告が必要です。)

手続きに必要な書類の一例(初年度)

- 住宅取得資金に係る借入金の年末等残高証明書
- 住民票の写し
- 登記事項証明書、請負契約書の写し、売買契約書の写しなど
- 増改築等工事証明書(増改築の場合)

【問い合わせ先】 住民課 税務室 ☎68-3114

米子年金事務所からのお知らせ

社会保険料 控除証明書の送付

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-070-117

国民年金保険料は、年末調整や確定申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。保険料を納付された方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から送付されますので、確定申告の際に添付してください。

【問い合わせ先】 米子年金事務所 ☎34-6111

米子税務署からのお知らせ

平成25年分所得税 確定申告相談会場を開設

受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)
※土・日・祝日を除く

受付時間 9:00～16:00
(相談は17:00まで)

場 所 米子コンベンションセンター
(ビッグシップ)

【問い合わせ先】 米子税務署 ☎32-4121

※上記受付期間中は、税務署には申告会場を設けていませんので、ご注意ください。

役場の申告相談のご案内

- **会 場** ● 溝口公民館2階(2月17日～2月26日)
● 農村環境改善センター1階(2月27日～3月17日)
- **受付時間** ● (午前) 8:30～10:00(相談は9:00から)
● (午後) 13:00～15:00(相談は13:30から)
※2月23日(日)と26日(水)は午前のみ受付
- **相談日程** 集落ごとに相談日を設けています。
ご都合の悪い方は**予備日**をご利用ください。
※2月23日(日)と3月9日(日)は、休日ですが申告相談を受付ます。



月	日	曜日	会場	集 落
2	17	月	溝口公民館	間地、二部区、東畑池、西畑池(森脇、畑池中央、池田)
	18	火		福岡区、焼杉、三部一区、三部二区
	19	水		溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川
	20	木		上の名、須鎌、藤屋、船越、福吉、福島、宮原、白水、根雨原、宇代
	21	金		中祖、古市、父原、荘一、荘二、荘三
	22	土		お休み
	23	日		予備日(溝口地域対象) ※午前のみ
	24	月		大江、長山、妙見寺、貴住、上野、大平原、金屋谷
	25	火		岩立、榎水高原、アイノピア、遊久の郷、大内、籠原、栃原、大瀧、大坂、大倉、大原
	26	水		富江、末鎌、福永、添谷 ※午前のみ
3	27	木	農村環境改善センター	林ヶ原、清山、口別所、久古、福原、サン団地
	28	金		番原、真野、大原、須村
	1	土		お休み
	2	日		お休み
	3	月		丸山、小林、藍野、ペンション
	4	火		上細見、立岩、木戸口、吉定
	5	水		岸本、押口、伯耆ニュータウン
	6	木		駅前、吉長、遠藤、遠藤団地、リバータウン
	7	金		大寺、こしがが丘
	8	土		お休み
	9	日		予備日(全地域対象)
	10	月		殿河内、田園町、みどり
	11	火		坂長
	12	水		スカイタウン大殿、岩屋谷、小野、小町
	13	木		予備日(全地域対象)
	14	金		予備日(全地域対象)
	15	土		お休み
16	日	お休み		
17	月	予備日(全地域対象)		

※上記期間中は、税務室での相談受付は行いませんので、ご了承ください。